

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第四百十七号）新旧対照表

改 正 後

改 正 前

（租税特別措置に含まれない規定）

第一条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（以下「法」とい
う。）第二条第一項第一号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規
定とする。

一 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「措置法」とい
う。）第三条から第三条の三まで、第八条から第八条の三まで、第九条
、第九条の二、第九条の三の二から第九条の六の四まで、第十条の六、
第十九条、第二十七条の二、第三十一条、第三十二条、第三十六条、第
三十七条の十、第三十七条の十一、第三十七条の十一の三から第三十七
条の十二まで、第三十七条の十四の三、第三十七条の十四の四、第三十
八条、第四十条の三の三から第四十条の九まで、第四十一条の四、第四
十一条の四の二、第四十一条の九から第四十一条の十二の二まで、第四
十一条の十三の二、第四十一条の十四、第四十一条の十五の二、第四十
一条の十九の五から第四十一条の二十の二まで、第四十一条の二十二、
第四十二条の二の二及び第四十二条の三の規定

二 措置法第四十二条の十三、第五十三条、第六十五条の六、第六十六
条の三から第六十六条の九の五まで、第六十七条の十二、第六十七条の十
三、第六十七条の十七（第四項及び第五項に限る。）、第六十七条の十
八、第六十八条の二の三、第六十八条の三、第六十八条の三の四、第六
十八条の四、第六十八条の六、第六十八条の十五の八、第六十八条の四
十二、第六十八条の七十七、第六十八条の八十七から第六十八条の九
三の五まで、第六十八条の百五の二、第六十八条の百五の三、第六十八
条の百七の二、第六十八条の百九の二及び第六十八条の百十二の規定

三 措置法第六十九条の二、第六十九条の三、第六十九条の八、第七十
条の五、第七十条の七の三、第七十条の七の七、第七十条の七の十一及び
第七十条の八から第七十条の十三までの規定

四 七 省 略

（適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置）

（租税特別措置に含まれない規定）

第一条 同 上

一 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「措置法」とい
う。）第三条から第三条の三まで、第八条から第八条の三まで、第九条
、第九条の二、第九条の三の二から第九条の五まで、第十条の六、第十
九条、第二十七条の二、第三十一条、第三十二条、第三十六条、第三
七条の十、第三十七条の十一、第三十七条の十一の三から第三十七条の
十二まで、第三十七条の十四の三、第三十七条の十四の四、第三十八
条、第四十条の三の三から第四十条の九まで、第四十一条の四、第四十
一条の四の二、第四十一条の九から第四十一条の十二の二まで、第四十
一条の十三の二、第四十一条の十四、第四十一条の十五の二、第四十一
条の十九の五から第四十一条の二十の二まで、第四十一条の二十二、第四
十二条の二の二及び第四十二条の三の規定

二 措置法第四十二条の十三、第五十三条、第六十五条の六、第六十六
条の三から第六十六条の九の五まで、第六十七条の十二、第六十七条の十
三、第六十七条の十七（第四項及び第五項に限る。）、第六十七条の十
八、第六十八条の二の三、第六十八条の三、第六十八条の三の四、第六
十八条の六、第六十八条の十五の七、第六十八条の四十二、第六十八
条の七十七、第六十八条の八十七から第六十八条の九十三の五まで、第六
十八条の百五の二、第六十八条の百五の三、第六十八条の百七の二及び
第六十八条の百九の二の規定

三 措置法第六十九条の二、第六十九条の三、第六十九条の八、第七十
条の五、第七十条の七の三及び第七十条の八から第七十条の十三までの規
定

四 七 同 上

（適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置）

第二条 法第三条第一項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 省 略

二 措置法第四十二条の四、第四十二条の五、第四十二条の六（第五項を除く。）、第四十二条の九（第四項を除く。）、第四十二条の十から第四十二条の十二の二まで、第四十二条の十二の三（第五項を除く。）、第四十二条の十二の四（第五項を除く。）、第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六、第四十三条から第四十四条まで、第四十四条の三、第四十四条の五から第四十八条まで、第五十二条の二（経過的な規定として財務省令で定める規定に係る部分を除く。）及び第五十二条の三（第五項、第六項、第十六項、第十八項、第十九項、第二十一項、第二十二項、第二十四項及び第二十五項を除き、経過的な規定として財務省令で定める規定に係る部分を除く。）の規定

三 八 省 略

九 措置法第六十四条、第六十四条の二（第九項から第十二項までを除く。）、第六十五条から第六十五条の五の二まで、第六十五条の七（第四項及び第十二項を除く。）、第六十五条の八（第九項から第十二項まで、第十四項及び第十五項を除く。）及び第六十五条の九から第六十六条の二までの規定

十・十一 省 略

十二 措置法第六十八条の九、第六十八条の十、第六十八条の十一（第五項を除く。）、第六十八条の十三（第四項を除く。）、第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで、第六十八条の十五の四（第五項を除く。）、第六十八条の十五の五（第五項を除く。）、第六十八条の十五の六、第六十八条の十五の七、第六十八条の十六から第六十八条の十九まで、第六十八条の二十四、第六十八条の二十六、第六十八条の二十七、第六十八条の二十九、第六十八条の三十一、第六十八条の三十三から第六十八条の三十六まで、第六十八条の四十（経過的な規定として財務省令で定める規定に係る部分を除く。）及び第六十八条の四十一（第五項、第六項、第十六項、第十八項、第十九項、第二十一項、第二十二項、第二十四項及び第二十五項を除き、経過的な規定として財務省令で定める規定に係る部分を除く。）の規定

第二条 同上

一 同 上

二 措置法第四十二条の四、第四十二条の五（第五項を除く。）、第四十二条の六（第五項を除く。）、第四十二条の九（第四項を除く。）、第四十二条の十から第四十二条の十二の二まで、第四十二条の十二の三（第五項を除く。）、第四十二条の十二の四（第五項を除く。）、第四十二条の十二の五、第四十三条から第四十四条まで、第四十四条の三、第四十四条の五から第四十八条まで、第五十二条の二（経過的な規定として財務省令で定める規定に係る部分を除く。）及び第五十二条の三（第五項、第六項、第十六項、第十八項、第十九項、第二十一項、第二十二項、第二十四項及び第二十五項を除き、経過的な規定として財務省令で定める規定に係る部分を除く。）の規定

三 八 同 上

九 措置法第六十四条、第六十四条の二（第九項から第十二項までを除く。）、第六十五条から第六十五条の五の二まで、第六十五条の七（第四項及び第十二項を除く。）、第六十五条の八（第九項から第十二項まで、第十四項及び第十五項を除く。）、第六十五条の九から第六十五条の十一まで、第六十五条の十二（第十項から第十三項までを除く。）、第六十六条及び第六十六条の二の規定

十・十一 同 上

十二 措置法第六十八条の九、第六十八条の十（第五項を除く。）、第六十八条の十一（第五項を除く。）、第六十八条の十三（第四項を除く。）、第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで、第六十八条の十五の四（第五項を除く。）、第六十八条の十五の五（第五項を除く。）、第六十八条の十五の六、第六十八条の十六から第六十八条の十九まで、第六十八条の二十四、第六十八条の二十六、第六十八条の二十七、第六十八条の二十九、第六十八条の三十一、第六十八条の三十三から第六十八条の三十六まで、第六十八条の四十（経過的な規定として財務省令で定める規定に係る部分を除く。）及び第六十八条の四十一（第五項、第六項、第十六項、第十八項、第十九項、第二十一項、第二十二項、第二十四項及び第二十五項を除き、経過的な規定として財務省令で定める規定に係る部分を除く。）の規定

十三〇十八 省 略

十九 措置法第六十八條の七十、第六十八條の七十一（第十項から第十三項までを除く。）、第六十八條の七十二から第六十八條の七十六の二まで、第六十八條の七十八（第四項及び第十二項を除く。）、第六十八條の七十九（第十項から第十三項まで、第十五項及び第十六項を除く。）、第六十八條の八十、第六十八條の八十一、第六十八條の八十四及び第六十八條の八十五の規定

二十・二十一 省 略

附 則

（施行期日）

1| この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一| 次項の規定 平成三十一年四月一日
- 二| 第一条第一号の改正規定 平成三十二年一月一日
- 三| 第一条第二号の改正規定（「第六十八條の十五の七」を「第六十八條の十五の八」に改める部分を除く。） 平成三十二年四月一日
- 四| 第一条第二号の改正規定（「第六十八條の十五の七」を「第六十八條の十五の八」に改める部分に限る。）、第二条第二号の改正規定（「第四十二條の十二の五」の下に「、第四十二條の十二の六」を加える部分に限る。）及び同条第十二号の改正規定（「第六十八條の十五の六」の下に「、第六十八條の十五の七」を加える部分に限る。） 生産性向上特別措置法（平成三十年法律第 号）の施行の日

（経過措置）

2| 法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）の平成三十一年四月一日以後に終了する事業年度（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第五号に規定する事業年度をいう。）又は連結法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。）の同日以後に終了する連結事業年度（同項第六号に規定する連結事業年度をいう。）において所得税法等の

十三〇十八 同 上

十九 措置法第六十八條の七十、第六十八條の七十一（第十項から第十三項までを除く。）、第六十八條の七十二から第六十八條の七十六の二まで、第六十八條の七十八（第四項及び第十二項を除く。）、第六十八條の七十九（第十項から第十三項まで、第十五項及び第十六項を除く。）、第六十八條の八十から第六十八條の八十二まで、第六十八條の八十三（第十一項から第十四項までを除く。）、第六十八條の八十四及び第六十八條の八十五の規定

二十・二十一 同 上

一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下「改正法」という。）
附則第八十九条第一項又は第百五条第一項の規定によりなお従前の例によ
ることとされる場合における改正法第十五条の規定による改正前の租税特
別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の五（第五項を除く
。）又は第六十八条の十（第五項を除く。）の規定（以下「旧規定」とい
う。）の適用がある場合における当該事業年度又は連結事業年度に係る法
人税の申告については、改正法附則第八十九条第一項又は第百五条第一項
の規定にかかわらず、旧規定は、租税特別措置の適用状況の透明化等に關
する法律第三条第一項に規定する政令で定める規定に含まれないものとす
る。